

滋賀

令和8年度 学校推薦型選抜（一般枠）入学試験問題
専門課題 小論文
（初等教育コース 国際理解教育専攻）

017

〔注意〕

1. 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 監督者の指示に従って、解答用紙に受験番号と氏名を記入してください。
3. この冊子は問題用紙2枚と下書き用紙1枚です。この冊子と別の解答用紙は2枚です。印刷の不鮮明な箇所などがあれば申し出てください。
4. 解答は解答用紙の指定された場所に記入してください。
5. この冊子は持ち帰ってください。

以下の文章を読んで、〔問1〕から〔問4〕に答えなさい。

現在、日本には、8万人近い非正規滞在者がいます。その中には、日本で生まれ育った子どもや、日本に家族がいる人、もはや母国で生活基盤を築くことが難しい長期滞在者や、難民であるにもかかわらず難民認定が受けられなかった人、さまざまな事情によって本国への帰還が困難である人など、日本以外で生きる選択肢のない人もいます。

そして、全国で常時1000人以上が入管の収容所での生活を強いられているのです。〔ア〕 彼ら彼女らは、強制送還の恐怖におびえ、自由もなく、人権もほとんど認められず、過酷な状態で収容されています。入管収容施設内の処遇は、国連が定めている「被拘禁者処遇最低基準規則(マンデラ・ルール)」などの国際人権基準に到底及ばない劣悪なものなのです。

その上、ここ数年、ほとんど仮放免許可^註もおりず、長期収容者が急増しており、収容施設内での自殺未遂や死亡事件が後を経ちません。

2019年夏には、東京入管の収容所で、長期収容に抗議するハンガーストライキを行っていた女性の被収容者3人が、「懲罰房」と呼ばれる独房に監禁され、天井に監視カメラが設置された部屋で着替えをしたり、トイレで排泄したりする際も常時監視されていることが問題になりました。同年11月8日の法務委員会で、初鹿明博衆議院議員がこの件について質問しました。これに対し、入管庁の高嶋智光次長は「部屋によるが、トイレの部分も映る部屋もある」と事実を認めました。森まさこ法務大臣はこの問題について、「トイレのときに、カメラに映らないようにするということは、人権に配慮することでありますので、適正な処遇に努めたいと思います」と答弁しました。

この懲罰房の問題に象徴されているように、入管収容所内で行われていることは、残念ながら非人道的なことが大変多いのです。

入管では、「過剰制圧」事件もしばしば起きています。2018年10月に同じ東京入管で、職員の指示に抵抗したブラジル人男性が、複数の職員に床に押さえつけられ肩を負傷する事件が起きましたし、同年5月にはクルド人が過剰制圧で首を負傷、2017年7月には、大阪入管でトルコ人が右腕を骨折しています。

なぜこういう事件が頻発するのでしょうか？ これは、入管内部になかなか外部からのチェックが入らないのも原因の一つです。収容施設の運営をモニタリングする「入国者収容所等視察委員会」が2010年に設立されましたが、この委員会は政府から独立しておらず、権限も予算も不十分で、十分な機能を果たしているとは言えません。そんな中で長期拘束の末に餓死したり、自殺したり、亡くなったりする人が出ているのです。

「不法滞在は不法滞在じゃないか」という声も当然あるでしょう。しかし、入管収容所に収容されている人の多くは、「オーバーステイ(超過滞在)」「不法労働者」と呼ばれながらも実際は、これまで日本経済の根底を支えてきた人たちなのです。

筆者が代表理事を務めるNPO「移住者と連帯する全国ネットワーク」は、「こうした収容者に人道的な対応を取ってください」と国会議員の方たちにお願ひしに行くのですが、これがなかなか簡単ではありません。「法律に違反しているんだから、しょうがないじゃないか」と考える人が一般の人と同じように、与野党を問わず国会議員にも多いからです。

〔イ〕 しかし「それは、あまりにも恩知らずではないですか」と私は思います。「さんざん世話になった人たちに対して、何を言っているのですか」と。

長年この問題に関わってきた筆者から言わせれば、外国人労働者というのは「いるのに、いないことになっている人たち」です。法的なシステムが欠落している、いや、法的な抜け穴や言葉のすり替えなどのごまかしの末に彼ら彼女らは「不法」と呼ばれてしまうのです。

では、「いないことになっている」とは、どういうことでしょうか？

1980年代もまた、大勢の外国人が日本に働きにやって来ました。この80年代以降に日本に移住した人々を、私たちは「ニューカマー」と呼んでいます。

彼ら彼女らは、なぜ日本にやって来たのでしょうか？ それは、仕事があり、日本社会も労働力を必要としていたからです。そしてそれは今も変わりません。いえ、それどころかむしろ、少子高齢化、地方の過疎化に拍車がかかり、以前よりも移住者の必要性はさらに高まる一方なのです。

当時、彼ら彼女らは成田空港に降り立つと、例えば国道16号沿いや、東武東上線・伊勢崎線の沿線で列車を降り、町工場のドアをコンコンと叩いて「仕事ありますか」と尋ねてまわりました。人手不足でしたから、当然仕事がありました。そうした工場に直接雇ってもらい、働いていたのです。

彼ら彼女らは観光ビザで入国し、多くは観光ビザの期限も切れたオーバーステイの状態でした。しかし、彼ら彼女らを雇わなければこなさきれないほどの仕事が、当時はあったのです。

そんな時代でしたから、警察官が外国人に路上で職務質問して、オーバーステイと判明し連行しても、工場の社長が交番まで走って行って「今、連れて行かれると本当に困る！ 工場が止まっちゃうんです！」と頼み込むと、警察官も「ああ、そうか」と言って放免してくれたものです。

そんなふうに外国人労働者たちは、たとえ観光ビザで来ていても、そのビザが切れてオーバーステイになってい

でも、バブル経済と言われた当時、日本経済を支えるために実質的に容認されてきたのです。

1993年には、入管発表の統計値で29万9000人、実数では30万人超のオーバーステイ労働者がいたでしょう。なぜ、そんなにも多くの人たちが日本にいたことが可能だったのでしょうか？

これは「オーバーステイ容認」政策とも呼ぶべき政策を日本政府が取っていたからです。公式には認めていませんが、政府の政策だったことは明らかです。つまり彼ら彼女らがいないければ、「日本経済を支えることができない」とわかっていたのです。

では、現在、「不法滞在」で入管の収容所に拘束されている大多数の人々は、いったいどういった人たちでしょうか？

彼ら彼女らこそ日本経済を担い、長年にわたり日本を拠点に生活を営んできた人々です。それなのに、ひとたび不景気になり都合が悪くなると、それまで多くの日本人がやりがたがらない仕事を引き受けてくれていた人々を、「不法だ」と言って狩りたて、逮捕し、入管の収容所に放り込んだり、強制送還しているのです。

さて、なぜニューカマーの一部は「不法」にもかかわらず、日本に残ったのでしょうか？ それは、彼ら彼女らが、日本の社会になじんだからです。長期に滞在すればするほど、法律的には「違反が続いている」ことになってしましますが、事実としては「この社会になじんでいるからこそ、長くいる」わけです。

現在、収容所に入れられている人たちが、どういう経過で日本に来て、どういう働き方をしていたのかについては後述しますが、一人ひとりに、それぞれのストーリーがあるのです。そこをちゃんと見つめることが、とても大切ではないかと、筆者は思います。

しかし、政府は都合の悪い過去にはフタをしてしまっ、あの時代のことはなかったことにしようとしています。「オーバーステイの人たちにお世話になった事実」を覆い隠してしまおうというのです。そして政府は今でも「移民はいない」と言っていますが、これも事実と反しています。直言すれば、バブル時代からオーバーステイして働いていた人たちの実態は「移民」なのです。

注) 仮放免とは「収容を一時的に解除する制度」を指す。

(鳥井一平『国家と移民 外国人労働者と日本の未来』 集英社新書、2020年、一部改変)

〔問1〕本文の内容に即して、下線部(ア)の状況を物語る実態について述べなさい。

〔問2〕下線部(イ)のように筆者が思う理由について、簡潔に説明しなさい。

〔問3〕筆者は、外国人労働者に対して、「いるのに、いないことになっている人たち」と述べています。なぜ、「いないことになっている」と筆者が考えるのか、その理由について本文の内容に即して、答えなさい。

〔問4〕本文の内容を踏まえ、「法律」「外国人労働者」「移民」の3つのキーワードをすべて使って、日本の社会が今後どのように進むべきかについて、あなたの意見を述べなさい。